



令和3年度(令和4年度実施事業) 社会福祉施設等整備配分事業 配分要領

配分目的	長野県内における社会福祉施設等の利用者サービス、更生保護事業などの充実を目的に、必要な建物等の改修、機器等設備の整備、備品の購入などに対して配分します。																																		
対象団体	社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特定非営利活動法人【配分規程第2条(1)に定める者】 ※市町村社会福祉協議会、市町村域内で活動する任意団体、保育所、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、地域活動支援センター等は除きます。																																		
対象事業等	A(施設整備)又はB(設備・備品整備)の対象事業を選択してください。 A ：福祉サービス提供を直接行う場となる建物を新築・増改築・改修・修繕する事業 ※建物の場合は、申請団体が所有する建築物又は相当期間と認められる賃借契約により民間から借用する建築物に限ります。 B ：福祉サービス提供に直接使用する設備・備品を購入する事業 ※「備品」とは、原則として単価10万円以上かつ耐用年数5年以上のものです。																																		
対象外事業	次に該当する事業は、配分の対象外となります。【配分規程第5条等に定める事業】 (1)構成員の互助共済を主たる目的とする事業、(2)特定の個人的活動又はそれに類する事業、(3)事業の経営が、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業、営利を目的に行っていると認められる事業、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりのある事業、(4)経営状況がその地域の寄付者から信頼されていない事業、(5)配分金以外の財源によって充当可能と認められる事業、(6)介護保険法の適用における指定介護保険事業(介護保険法でいう施設サービス以外の事業で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を主たる目的とする法人が行う事業を除く。)、(7)管理面の整備等自らの責任において措置することが適当と認められる事業、(8)国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属するとみなされるもの、(9)土地の取得のための事業、(10)申請時に既に着手している事業、(11)その他配分を不適当とみなされる事業																																		
配分額等	配分限度額：300万円 配分率：配分対象経費総額の75%以内(万円未満切捨て)																																		
申請方法	募集期間：令和3年(2021年)5月10日(月)～6月25日(金) 配分を希望する団体は、申請書に必要な書類を添付し、長野県共同募金会に郵送により提出してください。申請書様式等は、本会ホームページから取得できます。 申請書等は、配分委員会の審査資料としてそのまま複写して使用します。 (https://www.akaihane-nagano.or.jp/) 【申請先】社会福祉法人長野県共同募金会 〒380-0871 長野県長野市西長野143-8 長野県自治会館内 TEL 026-234-6813 FAX 026-234-3024 E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp																																		
配分決定	<p>本会配分委員会において配分審査後、令和4年3月開催の理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分を決定し、配分決定となった団体には決定通知書を交付します。 ※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、募金及び配分の日程等が変更になる可能性があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">令和3年(2021年)</th> <th colspan="4">令和4年(2022年)</th> </tr> <tr> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">申請受付 5月10日(月)～ 6月25日(金)</td> <td colspan="4">配分審査 配分委員会等の審査(配分団体の選定、 配分計画及び募金目標額の決定)</td> <td colspan="2">赤い羽根共同募金運動 令和3年10月1日～ 令和4年3月31日</td> <td colspan="2">配分決定(3月下旬) 配分委員会の承認 理事会及び評議員会の決定</td> <td colspan="2">事業実施 令和5年3月 31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年(2021年)						令和4年(2022年)				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	申請受付 5月10日(月)～ 6月25日(金)		配分審査 配分委員会等の審査(配分団体の選定、 配分計画及び募金目標額の決定)				赤い羽根共同募金運動 令和3年10月1日～ 令和4年3月31日		配分決定(3月下旬) 配分委員会の承認 理事会及び評議員会の決定		事業実施 令和5年3月 31日まで	
	令和3年(2021年)						令和4年(2022年)																												
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																							
申請受付 5月10日(月)～ 6月25日(金)		配分審査 配分委員会等の審査(配分団体の選定、 配分計画及び募金目標額の決定)				赤い羽根共同募金運動 令和3年10月1日～ 令和4年3月31日		配分決定(3月下旬) 配分委員会の承認 理事会及び評議員会の決定		事業実施 令和5年3月 31日まで																									
<p>○配分申請にあたり、「配分規程」及び「配分方針」を確認してください。</p> <p>○法人で複数施設の申請を行う場合は、申請書左上余白に申請順位を記入してください。</p> <p>○配分決定を受けた翌年度は、配分を申請することはできません。 ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分決定となった施設等以外の施設等に係る事業であれば翌年度も申請できます。</p> <p>○社会福祉施設等整備配分事業、自動車整備配分事業、県域社会福祉団体配分事業、中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の同時申請はできません。</p>																																			
留意事項																																			

